

V 教職員の危機への対応

(教職員が巻き込まれるケース)

1. 事件・事故・災害等 (国内)
2. 事件・事故・災害等 (国外)

V 教職員の危機への対応

1. 事件・事故・災害等（国内）

事例：本学の教員Bら5人の研究グループは、鉄路を利用してK県M市S機関の調査依頼を受け2泊3日の日程で出張中であつた。用務終了後、鉄路を利用し帰路の途中、K県内で大規模な地震が発生し、K県内で建物崩壊や土砂崩れの被害が出た。教員Bらの乗り合わせた列車にも鉄道沿いの崖が崩れ岩石や土砂が線路内に流れ込み、列車は岩に乗り上げ脱線し、乗客多数にけが人が出る重大事故となり、教員Bら5人も重軽傷を負い、救急車でM市内の病院に搬送された。搬送先の病院から本学教員Bらが搬送されたとの連絡が大学に入った。

(1) 初期対応・情報収集

① 状況把握

連絡を受けた被害者の所属する部局等の職員は、事故の状況及び負傷者の状況等について関係機関（警察、消防署、病院等）との連携を図りながら正確な情報を収集整理し、その内容を総務部人事課長に連絡します。

② 危機管理レベルの判定（別表1参照）

連絡を受けた人事課長は、速やかに理事（危機管理担当）に報告するとともに関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応（緊急対策本部設置など）を検討します。

(2) 連絡体制

① 連絡系統

第一報を受けた職員は、その内容を上司及び関係部局の危機管理員（部局長）等に報告するとともに、直ちに人事課長（連絡調整窓口）に連絡します。

連絡を受けた連絡調整窓口の職員は、速やかに学長、理事（危機管理担当）に報告を行います。また、危機レベルが2以上の場合にあつては、総務部総務課長にも連絡を行います。

② 被害者家族等への連絡

被害者の所属する関係部署を通じて、被害者の家族等へ被害者の容態や事故の状況、搬送先、大学の対応について連絡、説明します。また、被害者家族が現地へ行かなければならない場合は、迅速に対応します。

(3) 対策本部

① 構成員・指揮命令系統（別表2参照）

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

② 事故状況の把握

関係機関（発生現場の所轄警察署、消防署及び被害者の収容先病院等）との連携を図りながら事故の状況等に関する正確な情報を収集、整理し、必要に応じて職員の家族等への情報の提供を行います。

③ 職員の派遣

事故の状況を踏まえ、必要を認めた場合、事故発生現場の所轄警察署、消防署及び被害者の収容先病院等、被害者及びその家族への対応のために現場へ職員を派遣します。

(4) 学外対応

① 報道機関等への対応

報道機関等外部への対応は、連絡調整は総務課長が、問い合わせの対応は人事課長が行います。

また、報道機関等への説明が必要な場合や多数の報道機関等から取材要請がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

さらに、報道機関等への対応を一本化するために、対応窓口を人事課に設置します。

② 文部科学省への報告

理事（危機管理担当）の指示により、総務部長又は人事課長は、事態の概要を速やかに文部科学省に報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

(5) 事後対策・再発防止

① 被害者への対応

被害者が復職する際には、復帰を支援するための手段を講じます。また、事故により精神的にショックを受けている場合には、精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど連携を図りながら心のケアを行い、復帰を支援します。

② 学生・教職員への周知

学生・教職員に対し、事故の経過を記した文書の配布や掲示等により、事件や事故に遭遇した場合の対応についての周知を図ります。

別表 1

レ ベ ル 表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
<p>教職員が事件・事故・災害等にあったとの情報が 入った。</p> <p>人身への負傷が無いまたは 軽いと当事者から連絡 があった。</p>	<p>教職員が事件・事故・災害等 にあったとの情報が 入った。</p> <p>負傷の程度が重軽傷で被 害者の数が多数の場合。</p> <p>報道機関から本学教職員 の安否の照会または取材 の申し込みがあった。</p>	<p>教職員が、重大かつ重篤な 事件・事故・災害等にあっ たとの情報があつた場合及 び被害者が多数出た場合。</p> <p>死亡、行方不明、または負 傷の程度が重篤及び重傷で 被害者の数が多数の場合。</p> <p>報道機関から本学教職員の 安否の照会または取材の申 し込みが殺到している。</p>
	<p>緊急対策本部の設置を検 討</p>	<p>緊急対策本部を設置</p> <p>報道機関の対応窓口を設置</p> <p>被害者の相談窓口を設置</p>

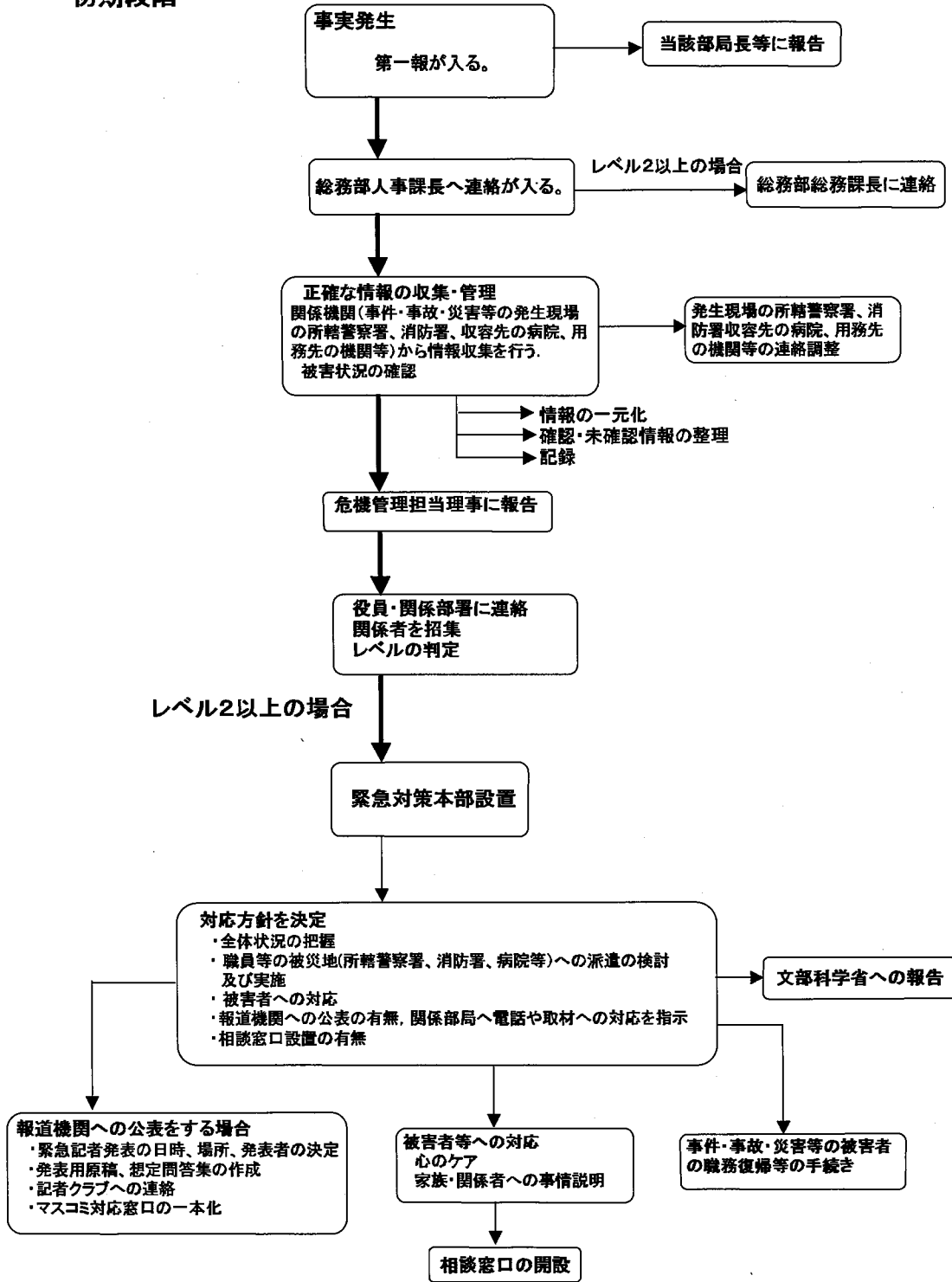
別表 2

事件・事故・災害等（国内）の対応

名 称	構 成 員	
対 策 本 部	<p>本部長：学 長</p> <p>副本部長：理事（危機管理担当）</p> <p>本部員：関係部局長、事務局長、総務部長、人 事課長、総務課長、関係部局事務（部・課）長、 その他必要と認められる者</p>	
被 害 者 相 談 窓 口	<p>事務局担当部課長、 産業医、安全衛生担当者、 その他必要と認められる者</p>	
連 絡 調 整 窓 口（学内対応）	総務部人事課長	
学 外 担 当 窓 口	報道機関対応	連絡調整：総務課長、 問い合わせ対応：人事課長
	文部科学省等対応	総務部長又は人事課長

国内における事件・事故・災害等発生時の対応

初期段階



次の段階

事態が収束後、出来る限りの対応をしたのか検証を行い、必要があれば検証結果をふまえて以後の対応に反映させる。

V 教職員の危機への対応

2. 事件・事故・災害等（国外）

事例：本学の教職員Aら3名の研究グループは、X国Y地域に科学研究費の研究プロジェクトの調査を行うため、同地域に約2週間の滞在予定で外国出張中であつた。滞在中、用務でZ市に出かけ、共同研究者のいる協定校に向かっていたところ、建物爆破事件に巻き込まれ、多数の死傷者が発生し、本学の教職員3名も巻き込まれて重軽傷を負い、救急車で市内の病院に搬送されたとそれぞれの留守家族に現地より連絡があり、家族から本学にも連絡が入った。

(1) 初期対応・情報収集

① 状況把握

連絡を受けた学術国際部国際事業課長は、事案発生状況を関係機関（滞在先機関、外務省、文部科学省、在外日本大使館等）との連携を図りながら、事案に関する正確な情報の収集、整理を行います。

② 危機管理レベルの判定（別表1参照）

国際事業課長は、速やかに理事（国際交流担当理事）に報告するとともに関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応（緊急対策本部設置など）を検討します。

(2) 連絡体制

① 連絡系統

第一報を受けた当該部局職員は、その内容を上司及び関係部局の危機管理員（部局長）等に報告するとともに、直ちに国際事業課長（連絡調整窓口）に連絡します。

連絡を受けた連絡調整窓口の職員は、速やかに学長、理事（国際交流担当）に報告します。

また、事案の内容が危機レベル2以上と判断された場合には、国際事業課長は総務部総務課長にも連絡を行います。

② 被害者家族等への連絡

国際事業課長は、被害者の所属する関係部署を通じて、被害者家族等へ事故の状況や被害者の容態、搬送先などの情報の提供を行います。

(3) 対策本部

① 構成員・指揮命令系統（別表2参照）

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

② 事故状況の把握

(ア) 文部科学省の事業で出張中の場合

国際事業課長から、文部科学省の担当課に連絡するとともに、外務省、在外公館と連携を図りながら事故の状況に関する正確な情報を収集・整理します。

(イ) 日本学術振興会、日本国際協力機構等の事業で出張中の場合

国際事業課長から、日本学術振興会、日本国際協力機構等の担当者に連絡するとともに、状況に応じて文部科学省、外務省及び在外公館と連携を図りながら事故の状況に関する正確な情報を収集・整理します。

(ウ) その他の場合（本学の予算で出張中の場合）

V-2 事件・事故・災害等（国外）

国際事業課長は、状況に応じて文部科学省、外務省及び在外公館等と連携を図りながら事故の状況に関する正確な情報を収集・整理します。

国際事業課長は、上記3ケースいずれの場合でも、収集・整理した正確な情報を必要に応じて被害にあった職員の家族等へ提供します。

③職員の派遣等

事故の状況等を踏まえ、被害者の帰国や、被害者家族の現地派遣が必要な場合には、その手続を速やかに行います。また、帰国手続き等のために現地への職員派遣が必要と認められる場合には、速やかに職員を現地に派遣し、対応に当たさせます。

(4) 学外対応

①報道機関等への対応

報道機関等への連絡調整は総務課長、問い合わせへの対応は国際事業課長が行います。

また、報道機関等への説明が必要な場合や多数の報道機関等から取材要請がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

さらに、報道機関への対応を一本化するために、対応窓口を国際事業課に設置します。

②文部科学省への報告

理事（国際交流担当）の指示により、学術国際部長又は国際事業課長は事態の概要を速やかに文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

(5) 事後対策

①被害者への対応

被害者が復職する際には、復帰を支援するための手段を講じます。

また、事故により精神的にショックを受けている場合には、精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど連携を図りながら心のケアを行い、復帰を支援します。

②学生・教職員への周知

学生・教職員に対し、事故の経過を記した文書の配布や掲示等により、海外で事件や事故に遭遇した場合の対応についての周知を図ります。

別表1

レ ベ ル 表

レベル1	レベル2	レベル3
<p>教職員が海外出張中に事件・事故・災害等にあったとの情報が入った。</p> <p>人身への負傷が無いまたは軽いと当事者から連絡があった。</p>	<p>教職員が、事件・事故・災害等にあったとの情報が入った。</p> <p>負傷の程度が重軽傷で被害者の数が少数の場合。</p> <p>事件・事故・災害等にあったとの情報は入ったが、当事者と連絡がとれない状態。</p> <p>報道機関から本学教職員の安否の照会または取材の申し込みがあった。</p>	<p>教職員が、事件・事故・災害等により負傷し、深刻な状況にあるという事実が確認された。</p> <p>死亡、行方不明又は負傷の程度が重篤及び重症で被害者の数が多数の場合。</p> <p>報道機関から本学教職員の安否の照会または取材の申し込みが殺到している。</p>
<p>事実関係の確認 （外務省、文部科学省、滞在先機関、在外公館等）</p> <p>家族等関係者への連絡・対応</p>	<p>緊急対策本部の設置を検討</p> <p>国際事業課に情報の一元化窓口の設置</p> <p>家族等関係者への連絡・対応</p> <p>事故及び負傷状況の調査・情報収集</p>	<p>緊急対策本部を設置</p> <p>報道機関対応窓口を設置</p>

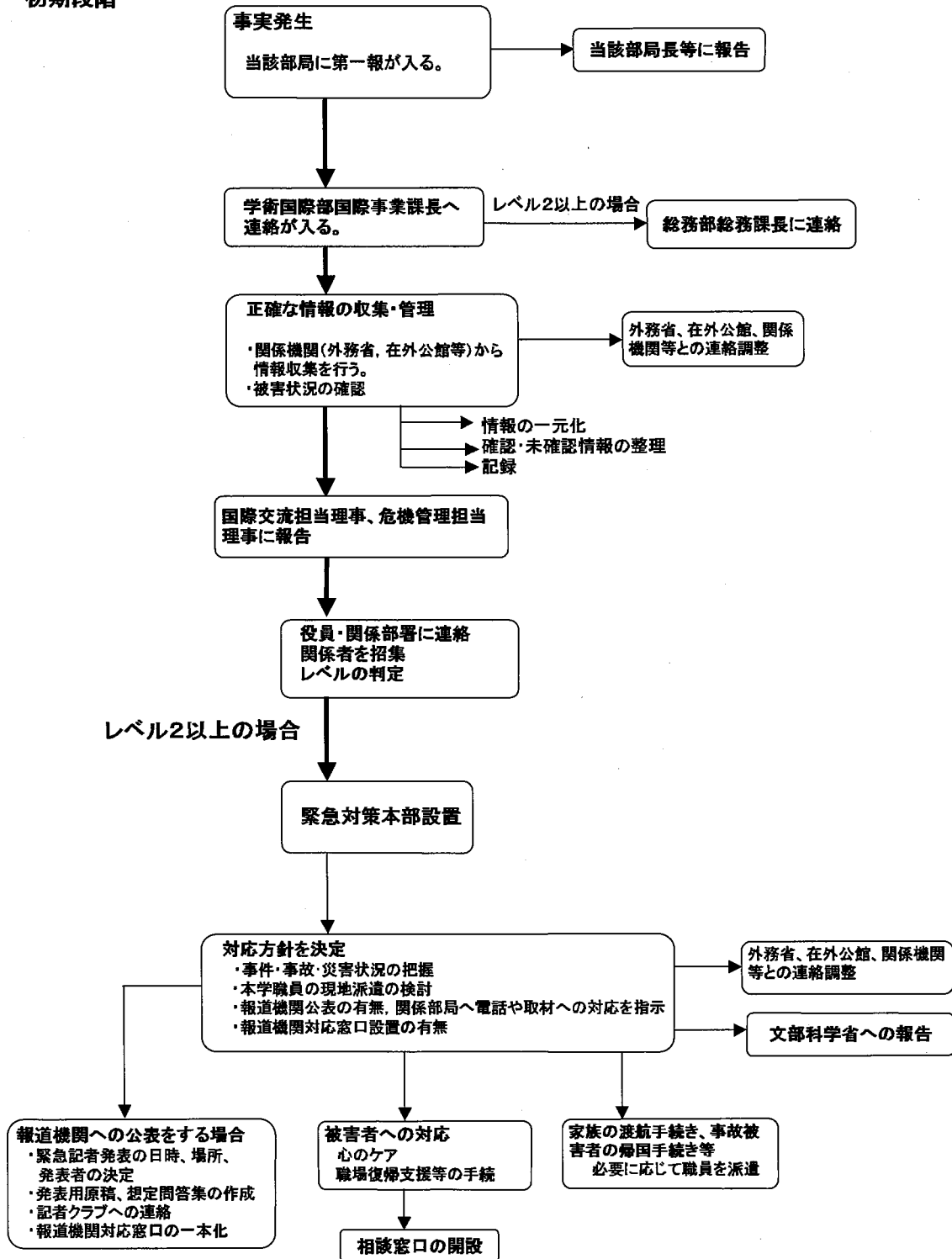
別表2

事件・事故・災害等（国外）の対応

名 称	構 成 員	
対 策 本 部	<p>本部長：学長</p> <p>副本部長：理事（国際交流担当）</p> <p>本部員：理事（危機管理担当）、関係部局長、事務局長、事務局担当部課長、関係部局事務（部・課）長、</p> <p>その他必要と認められる者</p>	
被 害 者 相 談 窓 口	<p>学術国際部国際事業課長</p> <p>産業医、安全衛生担当者</p> <p>その他必要と認められる者</p>	
連 絡 調 整 窓 口（学内対応）	学術国際部国際事業課長	
学 外 担 当 窓 口	報道機関対応	連絡調整：総務課長 問い合わせ先：国際事業課長
	文部科学省等対応	学術国際部長又は国際事業課長

国外における事件・事故・災害等発生時の対応

初期段階



次の段階

事態が収束後、出来る限りの対応をしたのか検証を行い、必要があれば検証結果をふまえて以後の対応に反映させる。